

議案第26号

鹿屋市手数料条例の一部改正について

鹿屋市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月21日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市手数料条例の一部を改正する条例

鹿屋市手数料条例（平成18年鹿屋市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表第2第30項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の題名を改めたいので、本案を提出するものである。